

新座市告示第 95 号

新座市マンション管理適正化等相談事業実施要綱を次のように定める。

令和 7 年 3 月 31 日

新座市長 並 木 傑

新座市マンション管理適正化等相談事業実施要綱

(趣旨)

第 1 条 この告示は、管理組合等の相談に対してマンションの管理の適正化に向けた助言、提案等を行う事業（以下「事業」という。）を実施することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この告示において「マンション」とは、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成 12 年法律第 149 号。次条、第 4 条及び第 8 条第 1 項において「法」という。）第 2 条第 1 号に規定するマンションであって、市内に所在するものをいう。

(対象者)

第 3 条 事業を利用することができる者は、法第 2 条第 3 号に規定する管理組合（以下この条及び次条において「管理組合」という。）又は管理組合が構成されていないマンションにおける区分所有者とする。

(対象相談事項)

第 4 条 事業の対象となる相談事項は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

- (1) 管理組合 法第 5 条の 3 第 1 項の規定による管理計画の認定に関すること。
- (2) 管理組合が構成されていないマンションにおける区分所有者 次のアからカまでに掲げる事項
 - ア 管理組合の設立又は運営に関すること。
 - イ 管理規約の作成等に関すること。
 - ウ 管理委託契約に関すること。
 - エ 大規模修繕工事並びに長期修繕計画の作成及び見直しに関すること。
 - オ マンションの再生の合意形成に関すること。
 - カ アからオまでに掲げるもののほか、マンションの管理の適正化に資するものとして市長が認める事項

(利用回数)

第5条 事業の利用は、1の年度につき2回を限度とする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

（利用申請）

第6条 事業を利用しようとする者は、新座市マンション管理適正化等相談事業利用申請書を市長に提出しなければならない。

（利用決定）

第7条 前条の規定による申請があったときは、その内容を確認の上、事業の利用の可否を決定し、新座市マンション管理適正化等相談事業利用決定・申請却下通知書により、その旨を申請者に通知するものとする。

（事業の実施の方法）

第8条 事業は、前条の規定による利用決定を受けた者（以下「利用者」という。）が、当該決定を受けた日から当該日の属する年度の3月末日までの間において、専門家団体（マンション管理士（法第2条第5号に規定するマンション管理士をいう。以下この項において同じ。）等により構成された団体であつて、事業について市と委託契約を締結したものをいう。）に属するマンション管理士に相談を行うことにより実施するものとする。

2 次に掲げる費用は、利用者が負担しなければならない。

- (1) 事業を利用するための会場として使用する施設の利用に係る費用
- (2) 事業を利用する際に利用者が用意する資料に要する費用

（利用の辞退）

第9条 利用者は、事業の利用を辞退しようとするときは、速やかに新座市マンション管理適正化等相談事業利用辞退届を市長に提出しなければならない。

（利用決定の取消し）

第10条 市長は、事業の目的を達成することができないと認めるときは、第7条の規定による決定を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により利用決定の取消しを行ったときは、新座市マンション管理適正化等相談事業利用決定取消通知書により利用者に通知するものとする。

（報告）

第11条 利用者は、事業を利用した日から14日以内に、新座市マンション管理適正化等相談事業利用報告書を市長に提出しなければならない。

（委任）

第12条 この告示に定めるもののほか、様式の作成その他の事業の実施に関し必要な事項は、まちづくり未来部長が別に定める。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。